

公益財団法人埼玉県住宅センター

2022年度 事業報告

2022年4月1日から2023年3月31日まで

【公益目的事業】

1. 住生活向上事業

(1) 建設業従事者の技術向上のための講習会開催について

①増改築相談員研修会について

住宅建築市場では良質な住宅ストックをつくり、長く活用していくということが時代の要請となっています。そこで、建設業従事者の知識・技術の向上を図り、住宅をリフォームすることを考えている県民からの相談に誠実に対応し、必要に応じて積極的に助言などを行い、住宅の品質を高めるとともに、県民の利益の保護及び増進を図ることを目的として公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが認定する「増改築相談員」資格の取得を促進し、増改築相談員研修会を実施しました。

新規研修会を11月11日（金）に開催し、4人が登録しました。また、更新研修会を10月17日（月）・10月18日（火）に実施し、受講者は26人でした。

②事業所向け学習会について

新築住宅・リフォームを問わず、建設従事者と顧客との間のコミュニケーション不足が原因でトラブルになり、住宅の満足度が低下してしまう事例が増えています。そこで、「顧客の抱える不安や不備」「顧客の利便性は高まるか」といった「顧客視点」からの提案がしっかりとできるよう建設業従事者のレベルアップを図ることで、住宅関係のトラブルを減らし、県民への良質な住宅の提供を促進する目的で、事業所向け学習会を開催しました。

1月26日（木）に参加者3人で「顧客のライフプランニング」、2月3日（金）に参加者15人で「価格高騰に対応 請負契約学習会」について学習しました。

尚、開催にあたりましては、建設関係の資格試験学習等を広く取り扱う日建学院に学習会開催業務全般を委託して実施しました。

③新入社員研修会について

建設事業所等入社3年未満の新入社員向けに「新入社員研修会」と題し社会人としての「心構え」や「接客マナー」や「職場でのマナー」及び「ビジネスマナー」など基礎的な知識を習得させ、県民への良質な住宅の提供を促進する目的で、講習会を6月15日（水）に参加者11人で開催しました。

尚、開催にあたりましては、建設関係の資格試験学習等を広く取り扱う日建学院に学習会開催業務全般を委託して実施しました。

(2) ホルムアルデヒド濃度測定について

県民のシックハウスに対する意識の向上を図るとともに、安全・安心な住宅が提供されることを目的として、ホルムアルデヒドや人体に有害とされる揮発性有機化合物 VOC（トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、スチレン、エチルベンゼン）の濃度測定事業を実施しました。住宅 7 件、公共施設 5 件の測定を行いました。

(3) 道具資料館について

道具資料館にて、建設関係各職種の方々が受け継いできた、次第に消えゆく古い時代の伝統技能・技術・道具や資料などを収集・保存し、木造建築文化の伝承・発展と県民への普及・啓発のため、研究・展示を行いました。現在、1,039 点の道具・資料等が保存されています。通常は平日開館していますが、新型コロナウイルス感染症予防対策で月 2 回のみの開館としています。

(4) 住宅デー事業について

木造軸組工法に携わる建設技術者が地域住民に対して無料住宅相談や木工工作広場等を実施し、木造軸組工法による優良な住宅の普及・促進および維持・管理の重要性についての認識を広めることを目的として住宅デー事業を実施しました。

住宅相談や住まいに関する情報提供、木工教室や包丁研ぎ等を 23 会場、参加建設技術者延べ 344 人で行い、来場者数計 1,773 人でした。

(5) 無料職業紹介について

地域の建設事業者と建設従事者のミスマッチを解消し、建設事業者の発展を図るとともに建設従事者の生活を支援するため、建設業に関する無料職業紹介を実施しました。なお、事業者登録、求人登録、求職者登録はありませんでした。

(6) 住宅相談について

県民からの住宅に関する諸問題の相談や、県内中小住宅従事業者からの住宅に関する相談 2 件に対応しました。また、埼玉県既存建築物地震対策協議会、埼玉県職業能力開発協会、一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会に参加しました。

【収益目的事業】

1. 住宅瑕疵担保責任保険事業

(1) 住宅瑕疵担保保険について

住宅瑕疵担保履行法に県内の中小住宅建築従事者が適切に対応するため、建設埼玉、全建総連、住宅保証機構（株）（以下、機構）と連携し、機構が運用する法律に対応した住宅瑕疵担保責任保険「まもりすまい保険」が保険料割引で適用される全建総連が推進する高耐久・高品質な木造住宅「ゆうゆう住宅」の利用促進を図りました。

「ゆうゆう住宅」の事務取扱および第1回現場検査（基礎配筋工事完了時）を実施し、保険契約申込21件の対応をしました。

附属明細書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する附属明細書は、事業報告の内容を補足する重要な事項が存在しないので作成しない。